

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、これまでの栃木県緊急事態措置に対する県民や事業者の皆様の御理解と御協力をはじめ、医療従事者の皆様の献身的な御尽力によりまして、4月下旬以降、本県の感染者数は少なく抑えられている状況にあります。

こうした中、今月14日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県を含む39県が、緊急事態宣言の対象区域外となることが決定され、21日には3府県が、昨日には5都道県が対象区域外となり、全国で緊急事態宣言が解除されました。県におきましては、15日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、外出自粛や施設の使用制限の要請等を解除することといたしました。

また、県立学校につきましては、分散登校等を行いながら段階的に教育活動を再開し、6月1日からは通常登校を開始することとしたほか、市町の公立学校等に対しましても、同様の対応をお願いしたところであります。

さらに、国の専門家会議の提言等を参考にしながら、感染状況の警戒度に関する本県独自の判断基準を設定するとともに、警戒度に応じて、外出自粛や施設の使用制限の要請・協力依頼等を実施する行動基準を設定したところであり、今後はこれらの基準に従って、感染状況等を踏まえた対応を判断することとしております。

感染拡大の防止と社会経済活動の本格化の両立を図るためには、行動変容による新しい生活様式の実践・定着や、施設に応じた感染防止

対策の徹底等が不可欠でありますので、県民や事業者の皆様には、引き続き、これらの取組に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、更なる医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守る各種対策を、スピード感を持って進めますとともに、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、令和元年東日本台風による被害からの復旧・復興についてありますが、県ではこれまで、市町や関係機関等と共に、被災者の生活や生業の再建、公共土木施設等の災害復旧、商工業者や農業者の支援などに取り組んできており、出水期を前に、災害対応の進捗状況について一定の確認をしたところであります。引き続き、県民が安全に、安心して生活を送ることができるよう、復旧・復興に全力を傾注して参ります。

また、今般の災害を教訓とした対応策について「栃木県地域防災計画」等に位置づけ、ハード・ソフトの両面において、防災・減災対策を着実に推進して参ります。

次に、「とちぎ創生^{いちご}15戦略（第2期）」につきましては、今年度スタートしたところであり、本県の強みであるものづくり産業に加え、サービス産業の振興にも取り組むことで、魅力ある多彩な雇用を生み出していくとともに、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大に積極的に取り組むほか、地域課題の解決に向けて、AI、IoT等の未来技術の活用を促進するなど、地方創生の取組を一層強化して参ります。

また、計画期間の最終年度を迎えた「元気発信プラン」につきましては、総仕上げに向け、各種施策の推進に全庁を挙げて取り組むとともに、令和3年度を初年度とする次期プランの策定を進めております。

次期プランにつきましても、子育て・教育環境の更なる充実、気候変動・大規模自然災害・新たな感染症への対応など、山積する喫緊の課題を的確に捉え、本県の持続的な成長と豊かで安定した県民生活を実現するための県政の基本指針として策定していく考えであります。

引き続き、県議会をはじめ、県民、市町、有識者等から幅広く御意見を伺いながら、県民一人ひとりが未来に希望と誇りを持てる将来像を描くとともに、重点的に取り組むべきプロジェクト等について検討して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例4件、その他の議案5件の計10件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、本県が緊急事態宣言の対象区域外となったことに伴い改正した「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の本格化の両立の観点から、医療従事者等への応援金等の支給や、医療提供体制の整備等を行うとともに、新しい生活様式への対応として、学びの保障のためのICT環境整備や電子商取引を活用した県産農畜産物等の販路拡大支援等を行うことに加え、観光需要回復に向けた県民一家族一旅行の推進等を図るほか、今後の財政需要に備えるため、土地開発基金の一部を財政調整基金に繰り入れることとして

編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、122億6,266万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,821億866万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金及び繰入金を充てることといたしました。

第2号議案は、令和2年6月1日から同年12月8日までの間において、知事等の給料月額の減額率を引き上げるため、知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、建築基準法施行令の一部改正により、内装制限の対象となる建築物等の範囲が見直されたこと等に伴い、栃木県建築基準条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、指定管理者制度の導入等のため、栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、県有財産の取得について議決を求めるものであります。

第7号議案から第9号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第10号議案は、工事請負契約の締結について議決を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の放棄等の承認に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。